

9 国家戦略特区の推進について

(内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) 我が国産業の国際競争力の強化、さらには、我が国の成長を牽引する、成長産業・先端技術の中核拠点の形成に向け、愛知県国家戦略特別区域区域計画に位置付けられた事業が着実に実施できるよう、必要な財源の確保、課税の特例措置の適用基準の緩和や明確化など、本県の国家戦略特区の取組を支援すること。
- (2) これまでに提案を行った資格・能力を有する外国人の新たな在留資格の創設、医療ツーリズムの推進のための規制改革、近未来技術実証に向けた制度整備、有料道路コンセッションに係る運営権対価一時金の活用などについて、必要な措置を速やかに講じること。

(背景)

- 本県は、平成27年8月28日に国家戦略特区の区域指定を受け、国内最大のモノづくりの集積地として、我が国の成長をけん引する、成長産業・先端技術の中核拠点の形成に向け、全力で取り組んでいるところである。
- これまでに8回開催された国家戦略特別区域会議において、有料道路コンセッションを始め、教育、農業、医療、雇用・労働、近未来技術、都市再生、外国人材などの分野を盛り込んだ区域計画が決定され、その内容を充実させてきた。

中でも、日本初の取組である有料道路コンセッションについては平成28年10月からスタートしており、愛知総合工科高等学校専攻科の公設民営も平成29年4月から始まった。加えて、農業支援外国人の受入れについては、全国に先駆けて適正受入管理協議会を設置し、特定機関(受入れ企業)の募集を開始している。

- 規制の特例措置等の活用を始め、国家戦略特区を一層推進していくためには、平成31年度以降も引き続き国において関連予算を確保するとともに、課税の特例措置の適用基準の緩和や明確化をする必要がある。
- また、本県では、今後実現すべき規制改革事項として、人手不足が深刻な分野に資格・能力を有する外国人を労働者として受け入れるために新たな在留資格を創設する「外国人雇用特区」や、外国人患者の医療滞在ビザを早期発給するなど「医療ツーリズムの推進のための規制改革」を始め、近未来技術実証に向けた制度整備、有料道路コンセッションに係る運営権対価一時金の活用などを提案している。

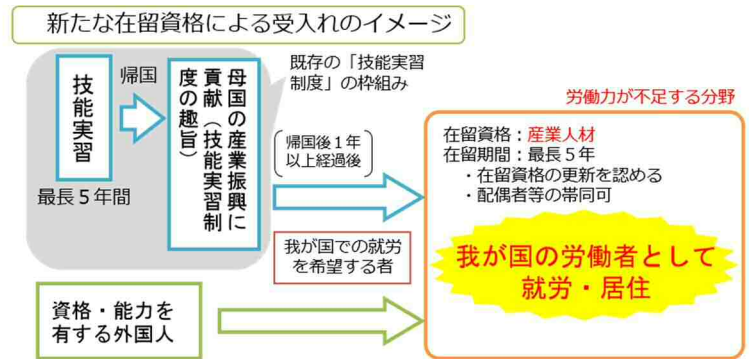
いずれの提案についても早期の実現に向け、国において必要な措置を速やかに講じることが求められるものである。

(参 考)

◇新たな規制改革に関する提案の概要

<資格・能力を有する外国人の新たな在留資格による受入れ（外国人雇用特区）>

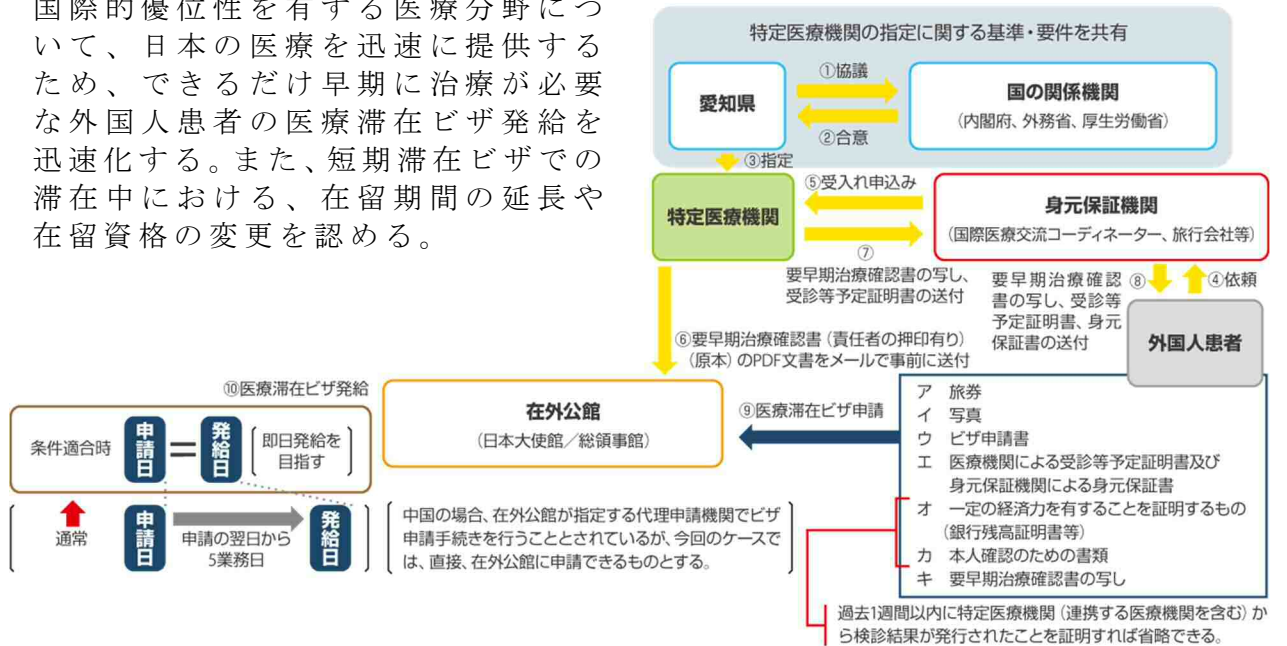
過去に「技能実習制度」を優秀な成績で修了した外国人や、それに相当する資格・能力を持つ外国人のうち、我が国の労働者として雇用されることを希望する者に、新たな在留資格「産業人材」を認め、我が国での就労・居住を許可する（受入れ分野、人数は国内労働者の雇用等に十分配慮）。



<医療ツーリズムの推進のための規制改革>

海外からのニーズが高く、日本が国際的優位性を有する医療分野について、日本の医療を迅速に提供するため、できるだけ早期に治療が必要な外国人患者の医療滞在ビザ発給を迅速化する。また、短期滞在ビザでの滞在中における、在留期間の延長や在留資格の変更を認める。

医療滞在ビザ発給迅速化の具体的なスキーム（案）



<近未来技術の実証に係る制度整備>

自動運転実証、無人飛行ロボット実証、リハビリ遠隔医療・ロボット実証に係る制度整備（平成30年3月13日、自動運転や無人航空機などの実証実験をより迅速・円滑に実現できるようにするための地域限定型規制のサンドボックス制度の創設を盛り込んだ「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」が閣議決定）。

<有料道路コンセッションに係る運営権対価一時金の活用>

コンセッションで道路公社の収入となる運営権対価のうち一時金について、県の施策推進の財源に活用するための新たな特例措置を創設する。